



小規模事業者への 支援を拡充!!

持続的発展を

保証で支援

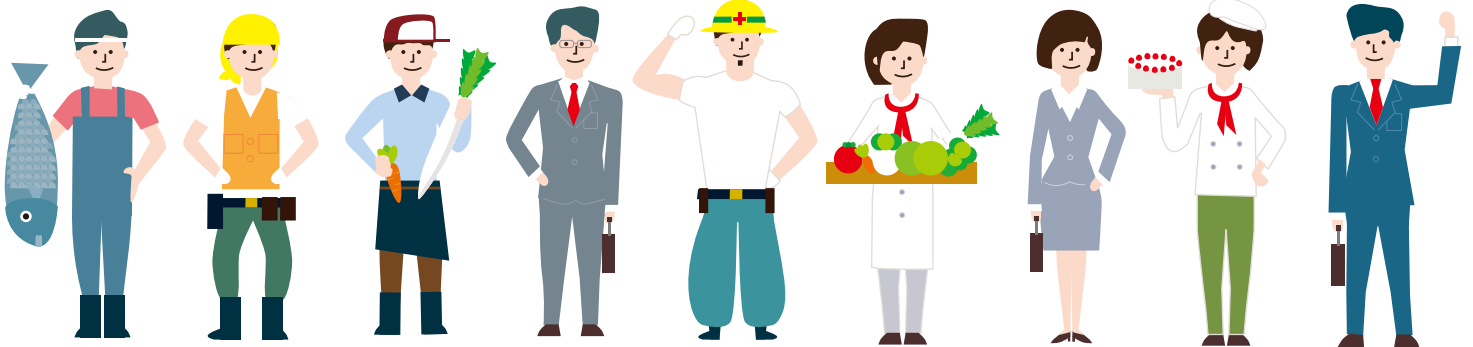
小規模事業者向け保証限度額が、

1,250万円から



2,000万円に

引き上げられました。



小規模事業者の持続的発展を支えるため、特別小口
保険の限度額が拡充

1,250万円 ➡ 2,000万円

小口零細企業保証についても同様に限度額が拡充

1,250万円 ➡ 2,000万円

主な小口保証概要

保証制度 (略称)	保証金額	保証期間	貸付利率	保証料率
特別小口保証 (特小)	2,000万円	5年以内	金融機関所定利率	0.80%(NPO法人(医療を主たる事業とする法人を除く)は0.75%)
小口零細企業保証 (全国小口)	2,000万円	運転7年、設備10年 (うち据置1年以内)	金融機関所定利率	0.50%~2.20% 特別小口保険および経営安定関連を利用する場合は0.80%
小規模事業者支援資金保証 (県小口)	2,000万円	運転7年、設備10年 (うち据置1年以内)	1.90%以内	0.50%~1.60% 特別小口保険および経営安定関連を利用する場合は0.45%
長崎市小企業振興資金保証 (長小)	2,000万円	1年超7年以内 (うち据置1年以内)	変動金利(期間1年超3年以内:短プラ以内。期間3年超短プラ+0.2%以内)	0.45%~1.425% 特別小口保険および経営安定関連を利用する場合は長崎市が全額補助
佐世保市中小企業 小口事業資金保証 (佐世保小口)	2,000万円	運転7年、設備10年 (うち据置1年以内)	1.10%	0.45%~1.14%

※「特小」については、特別小口保険以外にかかる保証を利用している方は利用できません。

※「全国小口」「県小口」については、既存の保証付融資残高(根保証は融資極度額)との合計で2,000万円以内。

※「全国小口」「県小口」については、商工会議所・商工会の推薦書の添付がある場合は、基準料率を0.1%引き下げます。

※「長小」については、別制度の「長経営力強化」との合算で2,000万円以内。

※小規模企業者とは、以下のいずれかに該当される方を指します。

- ① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社及び個人であって、保証の対象となる事業(以下、「特定事業」という。)を行うもの(②に掲げるものを除く)。
- ② 常時使用する従業員がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。
- ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの。
- ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。
- ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの(上記①から⑤に掲げるものを除く)。

各制度毎に別途利用要件がございます。

詳しくは、長崎県信用保証協会までお問い合わせ下さい。